

## 大和証券VISA カード会員特約

### 第1条(名称)

本カードは大和証券株式会社(以下「大和証券」という)と三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「大和証券VISA カード」と称します。

### 第2条(会員資格)

本特約ならびに三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約を承認のうえ入会の申込みをした方で、大和証券および三井住友が適格と認めた方を会員とします。

### 第3条(会員資格の喪失)

会員が、三井住友から、カード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより、大和証券が提供する証券サービスの利用資格を喪失するものではありません。

### 第4条(大和証券提供のカード付帯サービスの利用)

1. 会員は、大和証券より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、大和証券の所定の方法に従うものとします。

### 第5条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、カードの種類にかかわらず、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となることがあります)のみとします。

### 第6条(カード種類)

会員は、本カードについて、ヤングゴールドカード、デビューカードおよびリボルビング払い専用カードを申込むことはできません。

### 第7条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容がカード会員に通知された後に、カード会員がカードを利用したときには、カード会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、三井住友VISAカード&マスターカード会員規約が適用されます。

以上  
(2005年3月改定)